

エネルギー協力に関するG20原則

平成26年11月7日
外務省経済安全保障課

仮訳

変容する世界のエネルギー情勢の実態を国際的なエネルギー構造により反映する必要があるとの共通認識に達しつつ、我々、G20首脳は、下記のために協力することに合意する。

- ① 受容可能な価格で安定したエネルギーへのアクセスを万人のために確保すること。
- ② エネルギー関連国際機関において新興国及び発展途上国がより代表され、包摂されるようにすること。
- ③ エネルギーの貿易及び投資が促進される、適切に機能し、開放的、競争的、効率的、安定的、且つ透明性のある、エネルギー市場を奨励・促進すること。
- ④ エネルギーに関する高品質なデータ及び分析の収集及び普及を奨励・促進すること。
- ⑤ 対話やエネルギーの緊急時対応措置等に関する協力を通じて、エネルギー安全保障を強化すること。
- ⑥ 貧困層を対象とした支援を提供する必要性を認識しつつ、中期的に無駄の多い消費を助長する、非効率な化石燃料補助金を合理化するとともに段階的に廃止すること。
- ⑦ 費用対効果が高いエネルギー効率、再生可能エネルギー及びクリーンエネルギーの促進等により、我々の気候変動対策に関する活動及びコミットメントと合致する方法で、持続可能な成長と開発を支援すること。
- ⑧ クリーンエネルギー技術等の革新的なエネルギー技術の考案、開発、実証及び幅広い展開を奨励・促進すること。
- ⑨ エネルギー関連国際機関間の調整を強化し、適切な場合には重複を最小限に抑えること。

(了)